C:\Users\tip-off\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\U0YHI7MX\MC900417472[1].wmf

アタル

かなぁ？

ここをこすって「アタリ」が出たらステキなプレゼント!!

⑤ ネットを悪用したについて知る！

ネット上のサイト画面には様々なボタンが表示されています。それらのボタンの中には、いきなり「危険なサイト」につながるものもあります。

プリントの上部にここをこすって「アタリ」が出たらステキなプレゼント!!とあります。見事に「アタリ」が出た人はいますか？出るわけがありませんよね？アタリは出ないと「わかっていても」こすりたくなってしまう。ネットの世界には、そんな人間の心理を刺激して悪用しようとする仕掛けがあるサイトもあります。

アナタの運勢

ズバリ的中!!

まずは

会員登録

クリック

↓↓↓

絶対に無料!!

占いサイト

入会の手続きが

完了しました。

５日以内に登録料３万円を振り込んでください。

振込先△△銀行

口座番号\*\*\*\*\*\*\*

指定日までに振込

の無い場合、法的

手続きに入らせて

クリックすると…

画面①

画面②

【演習１】ワンクリック（架空請求）詐欺

　　ある日メールが届き、画面①のような無料

占いサイトの紹介がありました。利用しよう

と画面をクリックしたところ、「入会手続きが

完了しました」「登録料を振り込んでください」

という画面②が表示されました。その画面に

は、「指定日までに振込確認ができない場合、

法的手続きに入らせていただきます」という

記述がありました。あなたは、どうしますか？

まず、あなたひとりで考えてみましょう。

その後、となりの友人に相談してみましょう。

|  |  |
| --- | --- |
| あなたひとりで考えた意見 | 友人に相談して考えた意見 |

ワンクリック（架空請求）詐欺の事例は、以前はアダルトサイトなどにアクセスすると発生することが多い事例でした。しかし、最近では無料の「芸能」「ゲーム」「アニメ」「小説」などのサイトからアクセス先が切り替わり発生する事例も増えています。

|  |  |
| --- | --- |
| トピック | 「電子消費者契約法」平成13年12月25日施行 |
| ネットショッピングで、「操作のミスで注文を間違えてしまった」「無料だと思っていたら有料だった」など、消費者のミスを救済するための法律があります。演習１のように、ボタンをクリックしてすぐに料金を請求されるような場合、電子商取引上は契約無効とされています。つまり、料金を支払う必要はありません。  電子契約の成立条件　→ 契約が確定する前に申込内容を確認する画面を準備する。  → 有料であることを明確に示す。  → 契約の意思を申請者とメール等で確認する。　　　など | |

※演習１のようなトラブルのとき、**絶対にやってはいけないこと**⇒ 裏面を見ましょう

※**絶対にやってはいけないこと**⇒ 料金を支払う 　 相手に電話やメールで連絡する

|  |  |
| --- | --- |
| トピック | 個人情報を書き込んでしまうと、深刻な事態に！ |
| 無料サイトに登録するために、住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を書き込んだ場合、もしも相手が悪質業者であれば、深刻な被害にあう可能性があります。ワンクリック（架空請求）詐欺の相手に電話やメールで連絡した場合も、自分の個人情報（電話番号やメールアドレス）を知られてしまいます。  （住所を書き込んだ場合）　 ⇒ ハガキや封書で詐欺行為を受ける可能性があります。  （相手に電話連絡した場合）⇒ 電話で詐欺行為を受ける可能性があります。  ネットショッピングやサイトの登録をするとき、「本当に信頼できる相手なのか？」考えましょう。**むやみに個人情報を登録したり書き込んだりしない**ことです。 | |

【演習２】裁判所から料金の支払い命令？

演習１のようなワンクリック詐欺（架空請求）を無視していました。すると１週間後（料金の振り込み期限が過ぎて）、次のようなメールが届きました。

「裁判所からの通知です。」　「有料サイトの登録料が振り込まれていません。」

「１週間以内に支払ってください。」　「支払いの無い場合は裁判になります。」

さて、あなたは、どうしますか？まず、あなたひとりで考えてみましょう。

その後、となりの友人に相談してみましょう。

|  |  |
| --- | --- |
| あなたひとりで考えた意見 | 友人に相談して考えた意見 |

|  |  |
| --- | --- |
| トピック | 裁判所からのメール（通知）？ |
| 裁判所からの通知は「特別送達」と書かれた裁判所の名前入りの封書で届きます。郵便配達員による手渡しが原則で、「普通封筒」「ハガキ」「メール」などによる通知はありません。もし、裁判所から「特別送達（本物の文書）」が届いた場合でも、支払の督促への異議申し立ての期間があります。支払に身に覚えがある場合でも、あわてて料金を支払うのではなく、まずは警察や裁判所に直接行って相談しましょう。 | |

ひとりで悩まず、

信頼できる大人に相談！

|  |  |
| --- | --- |
| まとめ | 困ったとき！誰に相談する？ |
| C:\Users\daikichiya\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\VXGRE3BB\MC900404029[1].wmfC:\Users\tip-off\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\20BD1ANF\MC900417466[1].wmfネットの世界には、人間の心理を悪用しようとする仕掛けがあるサイトもあります。ワンクリック（架空請求）詐欺などは、相手のパニックに乗じてお金をだまし取ろうとするものです。困ったときは、**ひとりで悩まず、ネットの外で信頼できる大人（先生、保護者）に相談**しましょう。  しかし、身近な人には相談しづらいこともあります。そんなときは、**警察や消費生活センターに電話で相談**してみましょう。  警察などに  電話で相談！ | |